

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	16 件

## 中部（石川）国民年金 事案 3666

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月

私は、昭和56年12月19日にA町役場で申立期間を含む同年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付し、翌月（57年1月）から国民年金をやめることを申し出た。しかし、年金記録では、56年12月28日付けで被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料は未納とされている。申立期間の保険料を納付した領収証を所持しており、今まで保険料の還付を受けた覚えも無いので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人が所持する「昭和56年度3期 国民年金保険料 納入通知書兼領収証」には、申立期間を含む昭和56年10月から同年12月までの領収日付印欄に同年12月19日付けA町の領収印が押されていることが確認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても昭和56年12月28日付けで、申立人が被保険者資格を喪失したと記録されており、申立期間である同年12月の国民年金保険料は還付手続を行うべきところ、国民年金被保険者台帳及び同町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人に対して申立期間の保険料が還付された形跡は見当たらず、ほかに還付を確認できる資料も無い。このため、申立人が申立期間の保険料を納付した後、当該保険料相当額は30年以上もの長期間、国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、記録上、国民年金の被保険者資格が無いことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8212

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 16 日から同年 10 月 27 日まで

A社で平成20年5月に被保険者資格が喪失されているが、実際には同年10月まで勤めた。給与支給明細書を持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民健康保険被保険者資格喪失証明書及びA社から提出された申立人の源泉徴収簿により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与支給明細書並びにA社から提出された申立人の源泉徴収簿及び源泉徴収票（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届等により、事業主が平成20年5月16日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社に就職し、辞めることなく勤務したが、転勤した時の年金の記録が繋がっていない。継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者となっていない期間は無いはずなので、調べて厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答及び申立人の証言から、昭和41年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年4月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を36年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 13 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、C事業所を退職後、すぐに、A事業所に再就職したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された資格の免許証により、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年2月1日までについては、申立人が有資格者としてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間とおおむね一致する期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた同僚のうち、雇用保険の記録が確認できる同僚について調査したところ、ほぼ全ての同僚が、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年2月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年2月の記録から、1万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和37年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと回答していることから、社会保険出張所は、申立人に係る36年10月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年9月13日から同年10月1日までについて、B事業所は、「当時の担当者は退職している上、申立人に関する資料は『社会保険番号簿』しか保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態は不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8215

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記事については、平成19年8月10日は9万6,000円、同年12月29日は9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年5月から同年11月まで  
② 平成19年8月  
③ 平成19年12月

申立期間①について、A社の給与は固定で毎月約20万円であったが、厚生年金保険の記事と異なっているので、適正な金額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、平成19年は2回の賞与があったが、厚生年金保険の記事が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された普通預金通帳における給与の振込記事により、申立人について、オンライン記事の標準報酬月額を上回る19万円又は20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主から支給されていることが確認できる上、課税庁から提出された平成19年分給与支払報告書（個人別明細書）及び同僚の所持する申立期間の給与明細書から確認できる厚生年金保険料率から判断して、16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記事の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除して

いたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払報告書において認められる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、平成19年9月1日の定時決定に係る標準報酬月額算定基礎届から、申立人の標準報酬月額をオンラインの記録どおりの標準報酬月額として届け出たこと、及び当該算定基礎届に記載された従前の標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、給与支払報告書において認められる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、上述の平成19年分給与支払報告書、複数の同僚の証言及び同僚の一人が保管する当該期間の賞与明細書により、申立人は、当該期間において事業主からいずれも10万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、9万6,000円又は9万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、給与支払報告書において認められる保険料控除額から、申立期間②は9万6,000円、申立期間③は9万3,000円とすることが妥当である。

また、当該期間に係る賞与の支給日については、同僚の賞与明細書の記載から、申立期間②は平成19年8月10日、申立期間③は同年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 中部（三重）厚生年金 事案 8216

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 15 日  
② 平成 16 年 12 月 17 日

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行の取引履歴調査結果により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の複数の同僚の賞与明細書により、当該期間に係る賞与から賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間の賞与から賞与支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額の記録については、上述の取引履歴調査結果において確認できる振込額により推認できる賞与支給額に見合う保険料控除額から、申立期間①は30万円、申立期間②は31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主からも回答を得ることができないが、申立人と同様に記録の欠落が生じた同僚が「申立期間に係る賞与支払届を出し忘れたかもしれないと事業主が話していた。」旨証言しているこ

と、及び申立期間において賞与の支給及び厚生年金保険料控除が確認できる複数の同僚のオンライン記録に当該期間に係る賞与の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで

私は、A社を退職した後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和38年3月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、B事業所における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、同事業所にはA社の同僚に誘われて2か月ほど勤務していたとし、その経緯を詳細に記憶していることから、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は、脱退手当金が支給決定されたとする時期において、同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 15 日から 34 年 5 月 16 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 2 月 25 日まで

私は、A社を退職した後、家庭に入り、脱退手当金の手続をした記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間に挟まれた2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間には、申立人が姉に誘われて転職し、姉と一緒に働いていたとする事業所も含まれており、申立人がこれらの事業所を失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間①及び②は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている全員（36人）のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年2月25日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する申立人を除いた5人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者はいないことから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8226

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年4月21日まで

A社からグループ会社であるC社に出向した際の申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書、同社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和48年4月21日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和48年1月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失通知書により、A社が申立人の資格喪失日を昭和48年2月21日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月は41万円、同年8月は53万円、同年9月は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月11日から同年10月11日まで

A社には、平成17年7月11日に入社し、試用期間や研修も無く、同日から正社員として勤務したが、私の厚生年金保険の被保険者記録は、同年10月11日からとなっており、申立期間の記録が無い。同年7月11日から継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用契約書及びA社の回答により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる保険料控除額から、平成17年7月は41万円、同年8月は53万円、同年9月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社が保存している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(資格取得日の訂正届)」における資格取得日が平成17年10月11日となっており、同社が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、

申立人に係る同年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

A社に継続して勤務していたが、異動した時期の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録簿、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B工場から同社C部署に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年2月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月30日

申立期間に支給された賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から証言を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から同年12月18日まで

私がA社を退職（平成4年12月17日）した後に同年11月の報酬月額の変更があったようだが、その件について、事業主又は社会保険事務所から連絡も返金も無かった。給与明細書にあるとおり、標準報酬月額38万円に基づく保険料を控除されているので、記録を本来の額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は、当初38万円と記録されていたところ、申立人が同社を退職した平成4年12月17日より後の5年2月9日付けで、資格取得時に遡って26万円に訂正されており、同僚二人についても、同社を退職した後の同年2月9日（申立人と同日）に、資格取得時に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の所持する給与明細書によると、平成4年11月分及び同年12月分の給与支給額は訂正前の標準報酬月額（38万円）と一致しており、同年11月分については、欠勤控除後の支給額合計は訂正後の標準報酬月額（26万円）に該当するものの、日本年金機構B事務センターは、資格取得時の標準報酬月額の訂正理由として欠勤控除は含まない旨回答している。

また、A社の元事業主は、「当時、経営状態が悪かった。経理担当者から社会保険料を支払えない旨の報告を受けた。」と証言しており、当該経理担当者も、「社会保険料が払えないので、社会保険事務所に相談に行った。その際、保険料を軽減する目的で、届出書類を書いた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理

を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月30日から同年7月1日まで

私は、B社及び同社の関連会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。B社及びA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録によると、申立人は昭和62年6月3日にB社からA社に転入していることが確認でき、申立人が申立期間において既に同社に勤務していたと認められることから、同年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の昭和62年7月の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和62年7月1日に適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、法人登記簿謄本によると、同社は同年6月\*日に設立していることが確認できる上、同社において厚生年金保険被保険者資格がある同僚は、「申立期間当時に、A社には常勤の者が自身を含め3人（当該同僚、申立人、事

業主) いた。」と証言しているところ、i) 雇用保険の記録によると、申立人及び当該同僚は、いずれも同日にB社からA社に転入していることが確認できること、ii) 法人登記簿謄本によると、当該同僚が名前挙げた事業主は同社設立時に代表取締役であったことが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は既に死亡しており、当時の資料も無く、確認できないが、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年2月は17万円、同年3月は16万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から同年11月までは17万円、19年1月、同年3月、同年5月、同年8月、20年1月、同年3月、同年5月、同年8月、21年1月、同年3月及び同年5月は16万円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は12万6,000円、同年9月から同年11月までは16万円、同年12月は15万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成18年1月、同年12月、19年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月まで、20年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月まで、21年2月、同年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年1月は16万円、同年12月、19年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月までの期間、20年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月までの期間、21年2月並びに同年4月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成22年8月1日に、資格喪失日に係る記録を23年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年1月から21年12月まで  
② 平成22年8月1日から23年4月1日まで

申立期間①について、標準報酬月額がB社で支給されていた給与額よりも低い記録になっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②については、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたことが給与支払明細書で確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年2月から同年11月までの期間、19年1月、同年3月、同年5月、同年8月、20年1月、同年3月、同年5月、同年8月、21年1月、同年3月及び同年5月から同年12月までの期間については、申立人から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し(以下「明細書等」という。)において確認又は推認できる給与支給額及び保険料控除額から、申立人は12万6,000円から17万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、17万円又は18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、明細書等において確認又は推認できる総支給額から、平成18年2月は17万円、同年3月は16万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から同年11月までは17万円、19年1月、同年3月、同年5月、同年8月、20年1月、同年3月、同年5月、同年8月、21年1月、同年3月及び同年5月は16万円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は12万6,000円、同年9月から同年11月までは16万円、同年12月は15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成18年1月、同年12月、19年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月まで、20年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月まで、21年2月、同年4月については、明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(18年1月は16万円、同年12月、19年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月までの期間、20年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から同年12月までの期間、21年2月並びに同年4月は18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、明細書等において確認あるいは推認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記保険料控除額又は総支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から年金事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格取得日に係る記録を昭和52年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月21日から同年7月1日まで

A社には、昭和52年4月1日に入社し、54年3月25日まで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の社員台帳及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和52年6月21日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年7月の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日の記載を昭和52年6月21日とすべきところ、同年7月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年3月25日）及び資格取得日（同年9月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月25日から同年9月20日まで  
昭和45年3月1日から54年7月21日までA社に継続して勤務したにもかかわらず、一時退職した記録になっており、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和45年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年3月25日に資格を喪失後、同年9月20日に同社において、再度資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社が加入するB健康保険組合の記録によると、申立人は、A社において昭和46年3月25日に資格喪失しているものの、同日に同社で再取得している上、申立期間当時、同社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、「申立人は申立期間に一度退職したということは無いと思う。」と証言していることから、申立人は申立期間において継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、申立期間においていずれも厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合の記録におけるA社に係る2回目の資格取得時の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 39 年 1 月 20 日まで  
年金記録によると、昭和 40 年 5 月 15 日に脱退手当金を受給した記録となっているが、私は脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 4 か月後の昭和 40 年 5 月 15 日に支給決定されたこととなっている上、申立期間に係る事業所の同僚は、「私は、昭和 36 年頃から退職する 40 年 8 月まで社会保険事務を一人で担当していたが、この間に、脱退手当金の代理請求を行った記憶は無い。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日より 1 年以上前の昭和 39 年 3 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、脱退手当金は改姓後の氏名で請求するものと考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の名字は変更処理がなされておらず旧姓のままであるとともに、名前についても間違った漢字が記載されており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月、同年3月、47年1月から同年5月までの期間及び52年7月から54年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月及び同年3月  
② 昭和47年1月から同年5月まで  
③ 昭和52年7月から54年7月まで

私は、転職が多く、会社を退職した都度、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、同区役所で印紙を買って国民年金手帳に貼り、手帳に押印してもらい、申立期間③の最後の数か月分は納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付については、いずれも昭和36年10月に受け取った国民年金手帳1冊を引き続いて使用していたと主張していたが、聴取の過程で国民年金手帳は加入手続の都度新たに交付されたと主張を変更するなど申立人の当時の記憶は明確であるとは言い難い。

また、申立期間①、②及び③は、いずれも厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であり、それぞれ国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続を行う必要があるところ、申立人は、会社を退職した都度、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、自ら喪失手続を行った記憶は無く、喪失手続は会社が行ってくれたと思うとしている。しかし、申立人が所持する昭和54年8月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付されたとする制度共通の年金手帳に国民年金被保険者資格に関する記載が無いことから、申立期間①、②及び③に係る被保険者資格の取得及び喪失手続の詳細は不明である。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、最後の数か月の国民年金保険料は、納付書により納付したとしているものの、A市によると、同市B区では、昭和50年度から保険料納付を納付書方式に変更していたとしており、申立期間③の全期間について納付書方式が採用されていたとみられることから、申立人の主張と相違する。

加えて、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、申立期間①、②及び③について、申立人に係る国民年金加入手続が行われ、申立人が被保険者資格を取得した形跡が見当たらず、複数回にわたって記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いと考えられることから、申立人は申立期間①、②及び③において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年11月まで

私は、平成5年7月に会社を退職した際、父親から「国民年金に加入して国民年金保険料も納付するように。」と言われたので、退職した日にA市Bセンターで国民年金の加入手続きを行い、その後、同市から送付されてきた納付書により同センター又は銀行の窓口で申立期間の保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続きはこの頃に行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を昭和64年1月1日（共済組合の組合員資格喪失日）とする事務処理が行われたものとみられる。オンライン記録において、申立人は、申立期間前の平成5年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、同年7月の退職に伴う国民年金の再加入手続きについては、A市の年金個人資格履歴内容によると、申立人は9年4月25日付けの届出に基づき申立期間の始期である5年7月21日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）に遡って国民年金被保険者資格を再取得したものと考えられる。これらのことから、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、同市から申立期間に係る納付書が送付されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、前述の国民年金被保険者資格の再取得に係る届出時期（平成9年4月）

において、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人は申立期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付状況によると、申立期間の国民年金保険料は、未納と記録されており、これはオンライン記録とも一致し、不自然さは見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 中部（愛知）国民年金 事案 3669

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私の年金記録については、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料が未納とされている。しかし、両親はこの期間において国民年金に加入して保険料を納付していたと思われるので、私の保険料についても、被保険者資格を取得した時から、同様に納付してくれていたと思う。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたと思うとするその両親は、既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年5月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した36年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であったことから、両親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和40年5月頃）において、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、制度上、納付することはできないところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間直後の昭和38年度及び39年度の保険料については、これら年度当時

には納付されておらず、それぞれ40年7月及び41年7月に、過年度保険料として遡って納付されたことが確認できる。これらのことから、両親は、申立人に係る加入手続後に納付することが可能であった保険料のみを納付していたことがうかがえる。

加えて、申立人は、両親が申立期間当時に国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたと思われるので、申立人の保険料についても、同様に納付してくれていたのではなかろうかと疑念を抱いている。しかし、父親については、国民年金の任意加入対象者であり、昭和45年1月から開始された任意加入制度（5年年金）に加入し、保険料を納付していることは確認できるが、申立人と同様に申立期間当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらない。母親については、申立期間の保険料が納付済みとされているものの、母親に係る国民年金手帳記号番号は36年3月頃に払い出され、申立期間当時において既に国民年金に加入していたことから、申立期間当時、国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なり、母親の保険料が納付されていることをもって、申立人の申立期間に係る保険料も納付されていたとまでは推認することができない。

このほか、両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（静岡）国民年金 事案 3670

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

申立期間当時、私は国民年金に加入していなかったため、第2回特例納付が実施されていた昭和50年12月頃にA市役所の職員が自宅兼職場に訪問してくれ、今、国民年金に加入すると特例で遡って最初の分から国民年金保険料を納付することができるとの説明を聞いた。私は、国民年金に加入していなかった罪悪感もあった上、仕事中であったため早く仕事に戻りたいと思い、家中の現金を集めて職員の言うとおりに、その場で13万円を現金で渡した。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月頃にA市に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、国民年金制度が開始された36年4月まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。この加入手続時期は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期とも一致する上、第2回特例納付の実施期間（49年1月から50年12月まで）中であつたことから、申立人は、申立期間の保険料を特例納付保険料として遡って納付することが可能であつた。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったため、A市役所の職員が自宅兼職場に訪問してくれ、その場で現金を渡したとしているものの、通常、特例納付保険料の収納事務は市町村ではなく社会保険事務所（当時）が取り扱っており、同市は、職員が未加入者に対し戸別訪問によ

る加入勧奨を行っていたかどうか不明としていることから、申立てどおりに同市の職員が戸別訪問し、特例納付保険料の収納のために現金を預かっていたことをうかがわせる事情までは見いだすことができない。

また、前述のとおり、申立人の国民年金被保険者資格については、加入手続時期（昭和 50 年 11 月頃）において、36 年 4 月に遡って取得し、申立期間の全てを強制加入被保険者期間とする事務処理がなされている。しかし、申立期間のうち、37 年 3 月から 46 年 3 月までについては、申立人は婚姻期間中であり、元夫が共済組合員であったため、申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、この事務処理に併せて、婚姻期間の始期及び終期に被保険者資格の喪失及び取得処理も行われるべきところ、オンライン記録においては、これら処理が行われていた形跡は見当たらない。このため、当時、当該任意加入対象期間（老齢年金等の受給資格期間として算入可能）は、把握されておらず、申立人は、受給資格期間（原則として 300 か月の保険料納付済期間等が必要）を確保するためには、35 歳（48 年\*月）以降の国民年金保険料を遡って納付しなければならない者として扱われていたものと考えられる。このことは、オンライン記録において、申立人については、同年 4 月以降の保険料が納付済みとされていることともおおむね符合し、当時、受給資格期間の確保に必要な期間を考慮して保険料が納付されたものと推察され、申立人が老齢年金等の受給金額の増額を目的として申立期間の保険料を特例納付保険料として納付したと推認できる事情までは見いだせない。

さらに、特例納付保険料を納付した記録を有する被保険者の国民年金被保険者台帳については、特殊台帳として保管すべきこととされているものの、申立人の国民年金被保険者台帳の存在は確認できない。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿兼消込カードにおいても、オンライン記録と同様、申立期間直後の昭和 48 年度及び 49 年度の国民年金保険料については、納付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料については、納付されていた形跡が確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3671（愛知国民年金事案 839 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、59 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月まで  
③ 平成 3 年 4 月から 11 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 市 B 区及び C 市に在住しており、国民年金保険料は、区役所又は市役所の集金人に支払った。納付時期や納付金額については覚えておらず、納付したことを確認できる領収書等も処分してしまったが、未納というのは納付できないとして申立てを行ったところ、平成 20 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知文書を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から主張しているように、申立期間の国民年金保険料は、A 市 B 区役所又は C 市役所の集金人に支払ったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は国民年金保険料の納付時期や納付金額等について、記憶が明確ではないこと、ii) 申立期間①について、申立人は、A 市 B 区役所の集金人に 2 か月ごとに納付していたとしているが、同市における集金人制度は、昭和 54 年 3 月に廃止され、同年 4 月からは納付書方式に切り替わっており、申立人の主張とは一致しないこと、iii) 申立人は申立期間②及び③についても、C 市において集金人に納付したとしているが、同市においては昭和 47 年度からは納付書方式に切り替わっており、申立人の主張とは一致しないこと、iv) 申立期間①、②及び③については、申立人の妻も同様に未納である上、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる関連資

料（確定申告書、家計簿等）も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年12月18日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいても、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市B区役所又はC市役所の集金人に支払ったと申立内容に変更は無いことから、これは年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3672

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から45年3月まで

私は、結婚式（昭和37年1月）を挙げた後に、義母から国民年金の加入を勧められ、加入手続を行った。夫は結婚前から国民年金に加入していたので、国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に、毎月、集金人のAさんに一人当たり100円から300円ぐらいの金額を納付していたが、夫が会社に勤めて厚生年金保険に加入している間は、私の分だけを納付していた。私は申立期間の保険料を絶対に納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚式（昭和37年1月）を挙げた後に、義母から国民年金の加入を勧められ、加入手続を行ったとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は45年11月30日付けでB町において夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を36年4月1日（平成11年3月5日付けで申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和36年12月30日に訂正）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和45年11月頃において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付及び第1回特例納付により遡って納付することが可能であったものの、申立人は、保険料を集金人以外に納

付したことや遡って納付したことは無いとしており、当該期間の保険料を過年度納付及び特例納付していたとまでは推認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、夫が厚生年金保険被保険者であった期間（昭和39年9月21日から43年3月3日まで）を除き、夫の分と一緒に集金人に納付していたとしているところ、オンライン記録において、申立期間のうち、37年4月から同年9月までの期間及び38年4月から39年8月までの期間については、夫の保険料は納付済みとされていることが確認できる。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びB町の国民年金被保険者名簿によると、夫の国民年金手帳記号番号の払出しは2回確認でき、1回目は結婚前の35年12月22日付けで払い出され、同年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得した39年9月22日（オンライン記録では、同年9月21日）に国民年金被保険者資格を喪失している記録が確認できることから、申立期間当時国民年金に未加入であった申立人とは事情が異なり、夫の納付記録をもって申立人の保険料が納付されていたとまでは推認できない。2回目は申立人と同時期（45年11月30日付け）に払い出されている（ただし、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、資格取消の記載が確認できる。）ことから、夫は、厚生年金保険被保険者資格の喪失により国民年金被保険者資格を取得する43年3月以降、45年11月まで国民年金加入手続を行っていなかったものと考えられ、申立人は、申立期間の保険料を夫の分と一緒に集金人に納付することはできなかったものとみられる。

加えて、B町の国民年金被保険者名簿においても申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 中部（愛知）国民年金 事案 3673

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から52年3月まで

夫婦でA市へ転入（昭和54年3月）して2、3か月たった頃に、自宅に訪れた同市の男性職員二人から、それまで納付していなかった国民年金保険料を納めるように言われ、妻が、その場で夫婦二人分の保険料として現金約40万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿等並びにB市及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に対しては国民年金手帳記号番号が2回いずれも夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、これら二つの申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人の国民年金加入手続は、1回目は昭和53年3月にB市において、2回目は54年3月にA市において行われたものと推認され、これらの加入手続の際に、いずれも20歳到達時である43年\*月\*日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる（2回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る納付記録等は、55年5月に1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に整理統合済み。）。申立人は、同市へ転入してから2、3か月たった頃に、自宅に訪れた同市の職員二人から、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付するように言われ、その場で妻が夫婦二人分の保険料約40万円を現金で一括納付したとしているところ、住民票によると申立人の同市への転入時期は54年3月であることが確認でき、申立人が保険料を納付したとする時期（同年5月あるいは同年6月）は、第3回特例納付制度が実施（実施期間は53年7月から55年6月まで）されていることから、妻が第3回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納

付することが可能であった。

しかしながら、i) A市は、集金人（国民年金専任徴収員）が特例納付の国民年金保険料を扱っていたことは確認できないとしていること、ii) 仮に、妻が第3回特例納付制度を利用して、申立期間の保険料及び自身の昭和44年5月から52年3月までの保険料を一括して納付したとすると、その保険料額は、夫婦二人分で80万4,000円となり、申立人の主張する約40万円とは大きく相違することから、妻が第3回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したとまでは推認することはできない。

また、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、申立人の妻が保険料を納付した形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から59年12月まで

私は、昭和53年3月に自営業を始める時に、国民年金加入手続を行った。国民年金保険料の納付方法について町内会長に尋ねたところ、「保険料を2年分は遡って納付し、その後も引き続き納付するようにしてください。」と言われた。このため、51年1月から53年3月までの保険料については、町内会長に3回に分けて遡って納付した。同年4月から56年頃までの保険料については、送付されてきた納付書により郵便局で毎月納付し、同年頃から59年12月までの保険料については、口座振替により毎月納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に自営業を始める時に、国民年金加入手続を行ったとしているものの、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入手続は、61年6月21日付けで行われた記録が確認でき、この加入手続の際に、51年1月1日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間のうち、同年1月から59年3月までの保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、申立人は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続時期（昭和61年6月）において、申立期間のうち、59年4月から同年12月までの国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であったところ、A市の国民年金被保険者記録によると、申立期間直後の60年1月から61年3月までの保険料が、62年4月から同年8月に

かけて、順次、過年度保険料として納付されていることが確認できる。しかし、当該期間の過年度保険料の納付が最初に行われた同年4月の時点では、申立期間のうち、59年4月から同年12月までの保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、申立人は遡って保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、A市によると、現年度保険料の取扱いについては、郵便局で納付する場合は昭和57年4月、銀行で口座振替する場合は59年4月に開始されたとしていること、及び納付周期が毎月納付に変更されたのは61年4月であったとしていることから、申立人が主張する納付方法は申立期間当時の同市の取扱いと相違している。

加えて、A市の申立人に係る国民年金被保険者記録においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（岐阜）国民年金 事案 3675

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から46年3月まで

私は、自宅に来た二人連れのA市職員から、国民年金保険料を遡って納付すると満額納付扱いになると国民年金の加入を勧奨され、夫婦で国民年金に加入した。過去の保険料については、夫婦二人分納付しようと思ったが、資金的余裕は無かったので、やむなく私の分だけ納付することにした。後日、3万円前後の小切手を切って同市B支所で保険料を納付しようとしたところ、現金で納付するようと言われたので、金融機関で現金化して保険料を一括納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た二人連れのA市職員から、国民年金保険料を遡って納付すると満額納付扱いになると国民年金の加入を勧奨され、夫婦で国民年金に加入し、自身の保険料3万円前後を一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和48年1月から同年4月までの間に夫婦共に行われたものと推認でき、この加入手続の際に、35年10月1日（平成14年10月16日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和38年2月1日に訂正）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられるが、この加入手続時期は、特例納付実施期間ではないことから、申立人は申立期間の保険料を一括して納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続時期（昭和48年1月から同年4月までの間）のおおむね1年後に第2回特例納付制度（実施期間は49年1月から50年12月まで）

が実施されているものの、申立人がこの制度を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとすると、その保険料額は8万8,200円（1か月900円）となり、申立人の主張する3万円前後とは大きく相違することから、申立人が第2回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間に係る国民年金保険料が納付された形跡は無く、オンライン記録とも一致しておりこれら記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（三重）国民年金 事案 3676

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの期間及び58年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から同年12月まで  
② 昭和58年12月

私は、大学を卒業して最初に就職した会社を退職（昭和58年12月）後、再就職（59年1月）するまでの間に、A市役所B支所で申立期間①及び②の国民年金加入手続を行った。その際に、同支所で2、3か月分の国民年金保険料を遡って納付し、後日、残りの期間の保険料も同支所で納付した。加入手続時に、同支所の職員から国民年金について説明を受けたことや、収入の安定していない頃で保険料を納付することがつらかったことも覚えている。申立期間の保険料は必ず納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人の国民年金加入手続は、昭和61年4月15日付けで行われた記録が確認でき、この加入手続の際に、同年4月1日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）を国民年金被保険者資格取得日とし、併せて、申立期間①及び②を遡って国民年金被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間①及び②当時において国民年金に未加入であり、申立人が主張する時期（58年12月又は59年1月）に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続時期（昭和61年4月）において、申立期間①及び②の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、申立人は遡って保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った際に、2、

3か月分の国民年金保険料を遡って納付したとしており、これは、申立期間①の保険料については、昭和58年12月又は59年1月に過年度保険料として遡って納付したとの主張であると考えられるが、同市によると、「当時、同支所内の市金庫（指定金融機関）では、国庫金となる過年度保険料の収納業務については取扱いをしていなかった。」としていることから、申立人は、同支所で申立期間①の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に係るA市の国民年金マスターチェックリスト及び収納記録リストにおいても申立期間①及び②の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 中部（愛知）厚生年金 事案 8219

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃から 29 年 6 月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、商業登記簿謄本により、昭和 49 年 12 月\*日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者になっており、所在の確認ができた 25 人に照会を行い、19 人から回答があったものの、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の同社における勤務について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険出張所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8220（愛知厚生年金事案 7166 及び 7752 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 23 日から同年 4 月 1 日まで  
前回の再申立てについて、平成 25 年 5 月 22 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらったが、結果に納得できない。  
私は、前の会社を退職してすぐの平成 5 年 2 月 23 日から A 社に勤務したが、年金の記録は同年 4 月 1 日からとなっている。  
再度調査をして、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は平成 5 年 2 月 20 日から同年 4 月 1 日まで）に係る申立てについて、申立人は、A 社で勤務したとして申し立てているものの、i) 同社は、既に事業を廃止しており、元事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答していること、ii) 雇用保険の記録では、申立人の同社における資格取得日は同年 4 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しており、同社の複数の同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険と雇用保険の資格取得日とが一致していること、iii) 複数の同僚に照会したものの、申立人の入社時期について証言が得られなかったことなどを理由にして、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく 24 年 2 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料は無いが、前の会社を退職してすぐの平成 5 年 2 月 23 日から A 社に勤務したので、年金記録が同年 4 月 1 日からになっていることに納得できない。」として、申立期間の始期を平成 5 年 2 月 20 日から同年 2 月 23 日に変更して再度申立てを行っている。

しかし、申立人から新たな資料の提出は無く、このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づく平成25年5月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料は無いが、前々回及び前回の審議結果は納得できない。」として、再度申立てを行っている。

今回、改めて複数の同僚に照会したところ、申立人が平成5年4月1日より前からA社で働いていたと回答する同僚が一人いるものの、複数の同僚は、「A社は社員の希望で社会保険に加入させていた。」「3か月は試用期間があった。」と回答しており、申立期間当時、同社が入社と同時に社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月から 20 年 7 月 10 日まで  
昭和 16 年 3 月に学校を卒業し、同年 4 月に A 事業所に就職した。その後、  
B 事業所に異動、20 年 7 月まで働いた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 16 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 30 日までについて、A 事業所及び B 事業所の職員を雇用する C 市から提出された申立人の吏員名簿（以下「吏員名簿」という。）により、申立人は、A 事業所及び B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間について、A 事業所及び B 事業所が労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該期間のうち、昭和 16 年 4 月 1 日から 17 年 5 月 31 日までについては、労働者年金保険法（同年 6 月 1 日施行）が適用される前の期間であり、同年 6 月 1 日から 19 年 6 月 30 日までについては、同法適用期間であるが、同法が被保険者としているのは、工場や炭鉱等で働く男性のみであることから、女性である申立人は被保険者とされない期間である。

申立期間のうち、昭和 19 年 7 月 1 日から 20 年 7 月 10 日までについて、上述の吏員名簿では、申立人が A 事業所又は B 事業所に勤務していたことは確認できず、C 市も当時の詳細については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月頃から30年9月1日まで  
昭和30年頃A港で親族と一緒に1年ほどB船に乗っていたのに、船員保険の被保険者期間が短いことに納得がいかない。  
申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B船の船舶所有者C氏は、昭和31年10月12日に既に船員保険の適用船舶所有者でなくなっている上、連絡先が不明であり、また、申立人は船員手帳を所持しておらず、聴取できた複数の同僚は、「申立人の勤務期間については分からない。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「B船には、親族と一緒に乗船した。」と述べているところ、当該親族の船員保険被保険台帳及び船舶所有者C氏に係る船員保険被保険者名簿によると、当該親族の船員保険被保険者資格取得日は申立人と同日の昭和30年9月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から同年 4 月 22 日まで  
② 昭和 36 年 4 月 22 日から 37 年 5 月 5 日まで  
③ 昭和 38 年 1 月 10 日から 41 年 9 月 14 日まで

私は、脱退手当金の制度を知らず、自分では手続せず、受給もしていない。  
申立期間について、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金について、申立期間に係る最終事業所（A社B工場）の厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 7 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行われていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和46年7月\*日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年8月17日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 7 日から 37 年 8 月 9 日まで

A社B工場を退職後に脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

日本年金機構C事務センターには、申立人の脱退手当金の支給を裏付ける昭和37年12月7日を支給年月日とする厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されている。

また、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、上記厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に資格喪失した受給資格のある女性28人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち15人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい、受給した。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から 27 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 3 月 1 日から 27 年 7 月末日まで、A 市 B 区にある C 事業所（現在は、D 社）が経営する E 事業所で、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D 社の事業主は、「詳しいことは分からないが、昭和 26 年頃に A 市 B 区で C 事業所として、販売等を行っており、その中に E 事業所があったと聞いている。」と述べており、その内容は申立人の記憶と一致する。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、C 事業所又は E 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、D 社の事業主は、「C 事業所及び F 社の事業主であった父は、会社を厚生年金保険に加入させることにはずっと消極的だった。D 社になった後に父を説得して厚生年金保険に加入した。」と述べているところ、商業登記簿謄本によると、F 社が設立されたのは昭和 35 年 7 月 \* 日であり、オンライン記録によると、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、63 年 4 月 8 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えていない上、上記 D 社の事業主が「父は既に亡くなっており、資料も無いので、当時のことは何も分からない。」と述べていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8237

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 2 月まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日にA社B本社に採用され、同社B本社に勤務した後、同社C支店に異動し、34 年 2 月まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社C支店の社名が印刷された自身の名刺により、申立人は、期間は特定できないものの、同社の関連した業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時、社員及び臨時社員以外の雇用形態の者は厚生年金保険に加入させていなかった。社員及び臨時社員に関する複数の人事関係資料のいずれにも、申立人の氏名は確認できず、保管している厚生年金保険の届出の控えに、申立人に係る控えが無いことから、申立人は社員又は臨時社員ではなかったと思われる上、雇用していたかも不明である。また、社員又は臨時社員以外の者でもA社の社名が記載された名刺を使用させていた。」旨回答している。

また、申立人が名を挙げるA社B本社の上司4人のうち3人は、同社での厚生年金保険の記録が確認できるものの、既に死亡しており、残る1人は同社での厚生年金保険の記録が確認できず、同人を特定できないため、証言を得ることができない。

さらに、A社C支店の厚生年金保険の記録が確認でき、かつ申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている同僚は、「私は申立期間においてA社C支店に勤務していたが、申立人を知らない。」と回答している上、昭

和 33 年 4 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 5 人に照会したところ、回答のあった 2 人は、「私は申立期間において A 社 B 本社に勤務していたが、申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 20 日頃から同年 9 月 17 日まで

私は、学校を卒業した後の昭和 29 年 3 月 20 日頃から正社員としてA社に勤務し、採用と同時に健康保険証を交付された覚えがある。同社における勤務実績については、同社を退職した直後に勤務したB社に身元調査によるA社の採用実績が記録されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が「申立人は学校を卒業した後、すぐにA社で勤務していた。」と証言していること、及び申立人が同社を退職した直後に勤務したB社が「人事記録には、申立人のA社の入社日は昭和29年3月20日と記載されている。」と回答していることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録により、申立人と同様に学校を卒業した後にA社に入社したとする複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、当該複数の同僚が記憶する入社日のおおむね3か月から半年後であることが確認できる上、当該同僚が「入社日から資格取得日までの期間に厚生年金保険料が給料から控除されていたかどうかは分からない。」旨証言していることから、同社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していたわけではなかったことがうかがえる。

また、商業登記簿謄本により、A社が商号変更したC社は平成3年9月\*日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主とも連絡が取れず、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

申立期間について、A事業所で一緒に仕事をしていた私の兄には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の兄の証言により、期間を特定することはできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、平成2年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所とは連絡が取れない上、申立期間当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間においてA事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚のうちの一人は、「A事業所に申立人が勤務していたという記憶はあるが、当時の社会保険事務担当者が誰であったか分からないし、厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と証言しており、その他の同僚からも申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける回答は得られない。

さらに、申立期間においてA事業所の厚生年金保険被保険者であった同僚及び申立人の兄が、当時の従業員として名前を挙げている者の中には、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてその氏名が確認できない者が複数認められることから、当該期間当時、同事業所においては必ずしも従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではなかった状況がうかがえるとともに、当該期間に係る上記被保険者名簿に申立人の名前は無く、欠番も無い上、同事業所との関連がうかがえる他の事業所の被保険者名

簿にも申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 中部（静岡）厚生年金 事案 8240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 20 日から同年 9 月 1 日まで  
私は、A社又はB社（現在は、C社）に昭和 45 年 1 月 20 日から同年 9 月 1 日まで勤務していたが記録が無い。調査し記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社については、事業所名簿によると、昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

一方、B社については、事業所名簿によると、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、C社は、同社が保有しているB社当時の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立期間を含む昭和44年11月10日から45年12月1日まで健康保険被保険者証の番号は連番になっており、その中に申立人の名前は確認できない上、そのほかに当時の資料が無く、申立人が申立期間において同社に在籍していたか不明と回答している。

また、申立期間にB社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に確認したところ、申立人を記憶している者はいない上、申立人も申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態に関する証言を得ることはできなかった。

さらに「入社から一定期間は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。自分の場合は3か月だった。」と証言する同僚がいることから、申立期間当時、B社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者原票において申立期間に申立人の

氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8241（愛知厚生年金事案 4275、4996、6220、7652 及び中部（愛知）厚生年金事案 7917 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 17 日から 28 年 4 月 19 日まで  
② 昭和 28 年 4 月 27 日から同年 7 月 8 日まで  
③ 昭和 28 年 7 月 8 日から 32 年 3 月 31 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることに納得できなかったため、年金記録確認の申立てをこれまでに 5 回行ったが、いずれも申立てを認めることはできないとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金が支給されたと記録されている頃は、学生寮で生活しており、その当時、脱退手当金の請求を行い、脱退手当金を受給したという記憶は無い。

新たに当時の同僚 3 人の氏名を思い出したので改めて調査し、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したとする記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人が当該期間に勤務した事業所の被保険者期間全てが計算の基礎とされている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 2 回目の申立ての際に申立人から提出された卒業証書により、脱退手当金の支給日に学生であった

ことは推認できるものの、そのことが、当初（1回目）の決定を変更すべき新たな事情であると認めることはできないことのほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 3回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた同僚2人は、「脱退手当金について記憶は無いし、年金手続に関する当時の状況についても覚えていない。」と証言しており、申立人の申立期間における脱退手当金の受給の有無及び申立期間の最終事業所における当時の脱退手当金の取扱いについて証言は得られないこと、v) 4回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた当時の事務担当者は、当初（1回目）の申立てでも名前を挙げており、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）は、申立期間に係る当初の審議において、当該事務担当者に対する調査を踏まえて、年金記録の訂正は必要でないとする結論を出していることから、当該事務担当者の名前は新たな事情とはならない上、4回目の申立てに当たり、再度、当該事務担当者を調査したものの、連絡先が不明であり、当初の調査と同様に証言は得られないこと、vi) 5回目の申立ての際に申立人が新たに名前を挙げた同僚3人のうち2人については、脱退手当金に関する証言を得ることはできず、残りの1人も、「連絡をもらって初めて脱退手当金のことを知ったが、詳しいことは分からない。」と証言していることから、当時の脱退手当金の取扱いについて証言が得られないとして、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成22年9月8日付け、23年1月13日付け、同年8月24日付け、25年3月13日付け及び年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく同年8月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「新たに当時の同僚3人の氏名を思い出したので改めて調査し、記録を訂正してほしい。」と主張し、6回目の申立てをしている。

しかしながら、申立人が名前を挙げている同僚3人のうち1人は、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できず、もう1人は、同事業所の厚生年金保険被保険者期間が短期間であり、その資格喪失日において脱退手当金の受給要件を満たしていなかったことが認められ、また、残りの1人については、文書による照会を行ったものの回答が得られなかったことから、上記3人からは脱退手当金に関する証言を得ることができず、これらのみでは年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月1日から25年1月24日まで  
② 昭和28年9月6日から30年3月5日まで

厚生年金保険被保険者記録は、A社を退職する際に脱退手当金が支給された記録となっている。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年4月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間②の事業所を退職後、昭和44年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで

私は、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同時期に資格喪失した45人の女性のうち、脱退手当金の受給権者39人の記録を確認したところ、21人に脱退手当金の支給記録があり、うち20人について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和21年1月19日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 8 月 3 日まで  
③ 昭和 36 年 8 月 3 日から 39 年 10 月 18 日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金が支給されたとして記録されている。

しかし、当時、脱退手当金という制度も知らず、請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示及び番号（\*）が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年10月18日から約3か月後の40年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金支給整理簿において、申立期間に係る脱退手当金の裁定請求に関する記載が確認でき、当該整理簿に記載されている支給額の1万8,856円はオンライン記録と一致し、裁定年月日の昭和40年1月9日は、支給決定日である同年1月23日と近接しているほか、当該整理簿の受付番号（\*）は、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の番号と一致している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。